

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	特定事業場から違反排水が流入する事故が発生した場合の応急措置命令	
根拠法令等及び条項	下水道法第12条の9第2項	
処分基準	根拠条項	下水道法第12条の9第2項
	参考事項	下水道法第46条の2第1項第2号
	設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成23年12月14日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 特定事業場からの人の健康に被害又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質等を含む下水が公共下水道に流入する事故が起きた場合において、速やかに応急措置を講じていないと認められる公共下水道使用者</p> <p>2 処分内容 応急措置の命令</p>	